

対馬市農業委員会第6回総会議事録

1. 開催日時 平成25年11月26日(火) 午前10時30分から午前11時40分

2. 開催場所 峰地区公民館2階 講堂

3. 出席委員 (18人)

2番 太田吉雄	3番 鬼橋孝幸	4番 永留光雄
5番 初村重政	6番 堀江政武	8番 松村英二
9番 吉野敏	10番 阿比留和比古	11番 小宮貞司
13番 武田安丸	14番 中村國安	17番 兵頭榮
18番 小宮伸之	19番 小宮正至	21番 須川久巳
22番 縫田和己	23番 上野秀一	24番 島居邦嗣

4. 欠席委員 (6人)

1番 井田幹男	7番 上野良人	12番 佐伯理房
15番 米田賢明	16番 永留廣美	25番 龍造寺正房

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 会議書記の指名
- 第4 議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第23号 農業経営基盤強化促進事業申出書(利用権の設定)について
議案第24号 非農地証明願いについて
議案第25号 農地法第52条の規程に基づく賃借料情報の提供について
- 第5 その他

6. 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長	春日亀 剛 一
農業委員会事務局長補佐	庄 司 克 啓
農林水産部農林振興課主任	阿比留 秀 和
美津島地域活性化センター地域支援課係長	神 宮 秀 幸
豊玉地域活性化センター地域支援課主事	石 丸 真
峰地域活性化センター地域支援課主任	中 村 龍 一
上対馬地域活性化センター地域支援課課長補佐	古 里 正 人

7. 会議の概要

- 議 長** ただ今より、平成25年度対馬市第6回農業委員会総会を開催します。
現在の委員定数は25名、欠員1名、本日の出席者は18名で、総会は成立します所以对馬市農業委員会総会議事日程のとおり審議を進めます。
議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私の方から指名しても、よろしいでしょうか。
- (異議なしの声あり)
- 議 長** それでは、2番の太田吉雄員、3番の鬼橋孝幸委員にお願いします。
議事日程第2、会期についてお諮りいたします。お手元に配布しております農業委員会総会議事日程のとおり、本日1日にしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
- (異議なしの声あり)
- 議 長** 異議なしと認めまして、本日1日とします。
議事日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記に委員会事務局長及び課長補佐を指名いたします。
次に、議事日程第4の議案審議に入ります。
はじめに議案第22号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
- (事務局長挙手)
- 事務局長** 議案審議に入る前に、差し替えをお願いいたします、6ページの議案23号、農用地利用集積計画についての番号3、4を差し替えをお願いします、変わったところは、番号3の相続人代表が さんになっております。
それでは、議案書の1ページをお開き願います。
議案第22号、農地法第3条の規定による許可申請で、今回は7件の申請でございます。
番号1は、厳原町 の さんから同地区の さんに田1筆1,878㎡を贈与するもので、経営面積は18,177㎡でございます。
番号2は、豊玉町 の さんから同地区の さんに田2筆1,095㎡と畑4筆1,492㎡を贈与するもので、経営面積は6,069㎡でございます。
次のページをお開き願います。
番号3は、福岡市博多区 の さんから豊玉町 の さんに田2筆5,382㎡を売買による申請で、経営面積は現在0㎡でございます。
番号4から番号6の賃借人は上県町 の さんです。あとは賃貸人から報告させていただきます。
番号4は、上県町 の ん、畑1筆608㎡、使用貸借による利用権の設定です。

番号5は、上県町の さん、畑1筆809㎡、使用貸借による利用権の設定です。

次のページをお開き願います。

番号6は、上県町の さん、畑2筆2,035㎡、使用貸借による利用権設定です。

なお、 さんは、現在経営面積は0㎡であります。使用貸借をうけた土地の面積で3,452㎡となり、対馬市上県町地域の下限面積30アールを超えたことを報告いたします。

番号7は、久留米市田主丸町の さんから上県町の さんに畑1筆476㎡を売買するもので、経営面積は8,671㎡でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の程、お願いいたします。

議長 事務局の説明がありました、地元委員の補足説明をお願いしたいと思います。番号1からお願いします。

(農林振興課主任挙手)

農林振興課 阿比留主任

おはようございます、本日は1番委員の井田委員さんが欠席になりましたので、私の方からご説明を致します。

議案第22号の番号1についてで、ございますが、10月22日、火曜日に譲渡人の 氏、譲受人の 氏、井田委員、私の4名で現地確認を致しました。

今回は譲渡人の 氏から孫の 氏に贈与されるものでありますので、何も問題無いかと思っておりますので、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長 次に番号2についてご説明をお願いします。

(10番委員挙手)

10番 阿比留和比古委員

番号2と3について説明いたします。

今月の22日に会長さんと私と市役所の方と3人で現地をまわりました、番号2については、親子関係で、牛を飼われておりまして、牧草、ソバを栽培されて、贈与でありますので、何も問題無いと思っております。

22号3番について説明いたします、これはですね、 さんが から買われるわけですが、平成20年の2月に さんに貸された所であります。

現状は、見る限り、耕作放棄地までは、なくなって、カヤが、はえてますが、手入れをすれば、田んぼになるということで、 さんが買った後は、米を植える目的でございましたので、許可相当とおもいますので、よろしく審議をお願いします。

議長 それでは番号4についてお願いします。

(19 番委員挙手)

19 番 小宮正至委員

番号 4、5、6 と関連がありますので、説明させていただきます。

君は、先ほど説明がありましたように、現在の経営面積は 0 m²でございますが、今回の申請で下限面積を確保されています。

賃貸人の さん、 さん、 君ともお会いし、事務局と双方の確認をいたしました、番号 4、6 は有休農地であり耕作放棄地解消に成りますので、良いことと思います。

また、番号 5 については、所有者は他に多くの農地が有り、今回の土地は離れた農地でもありますので、今回、貸し出す事になったということでございます。

ご審議お願いします、以上で説明を終わります。

議 長 次に番号 7 ついてお願いします。

(21 番委員挙手)

21 番 須川久巳委員

これは さんと さんの売買でございます、現在のところ さんは福岡に在住で、申請地は耕作放棄地の状態に成っております。

そこで、 さんが買って耕作をする事に成りました、放棄地の解消にもなりますので、良いことと思います。

現地立会には事務局 2 人と私、 さん 4 人で立ち会いました、どうかよろしくお願いします。

議 長 ただ今、地元委員さんの説明がございましたので、早速、質疑に入らせていただきます、何かご意見ございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長 異議が無いようにありますので、採決に入りたいと思います。
番号 1 から 7 について、原案のとおり許可することに、賛成の方の挙手をお願いします。

賛成多数でございますので、原案どおり許可することに決しました。

次に議案第 23 号「農業経営基盤強化促進事業申出書(利用権設定)について」を議題といたします、事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長 4 ページをお開き願います。
議案第 23 号の農用地利用集積計画について(第 6 回)を、ご説明いたします。
農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、申し出があった農用地利用集積計画について審議のうえ、利用集積計画の定めるところによる利用権

設定に対し、総会にて決定する必要があるため、提案するものであります。

今回5件の「利用権設定」の申し出がっております。

次のページをお開き願います。

番号1は、巖原町の さんから同地区の さんに畑3筆
1,430㎡を10年間、使用貸借をするもので、経営面積は18,177㎡
でございます。

番号2は、上県町の さんから上県町の さんに田6筆7,284㎡を5年間、賃貸借するもので、経営面積は13,183㎡でございます。

次のページをお開き願います。

番号3から番号5の利用権の設定を受ける者は上県町の さんです。あとは利用権の設定をする者から報告させていただきます。

番号3は、福岡市西区の さん、 さんの相続人代表の さんで畑1筆1,120㎡を5年間、使用貸借であります。

番号4は、上県町の さんの相続人代表の さんで畑2筆1,014㎡、5年間の使用貸借であります。

次のページをお開き願います。

番号5は、上県町の さんで畑2筆2,938㎡、5年間の使用貸借であります。

なお、 さんの経営面積は2,900㎡でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の程、お願いいたします。

議 長 ただ今、事務局の説明が終わりました、番号1から地元委員の補足説明をお願いいたします。

(農林振興課主任挙手)

農林振興課 **阿比留主任**
議案23号番号1についてご説明いたします、10月22日火曜日に 氏、井田委員、私で現地確認を致しました。

現在、 氏は野菜等を学校給食、病院などに納めており、今回申請するところは、現在、作付けをしてないところでございまして、耕作放棄地の解消にもつながりますので、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議 長 番号2についての説明をお願いします。

(19番委員挙手)

19番 **小宮正至委員**

番号2から5まで関連に成りますので、説明させていただきます。

23号番号2については、 さんと さんですが、この土地は さんが現在、借りて耕作しているところですけど、正式に契約を結びたいということで、双方確認していますので、何も問題無いと思います。

番号3につきましては、先ほど事務局より説明がございましたように利用権の設定する者の相続人代表は現在、福岡の方に住んでおられます さんで、

電話で私の方に連絡があり、問題もないと思われま

す。
番号4につきましては、利用権の設定する者の相続人代表、
さんは、現在、病院に入院しておられまして、自分で耕作することが出来ないの
で、さんに作っていただくようになりました、との報告をうけましたので、問題も
ないと思われま

す。
番号5についても、さんと事務局とさんと18日に確認いたしました
けど、何ら問題ないと思いますので審議のうえ、よろしく決定して下さる
ようお願いします。

議 長

ただ今、地元委員さんの補足説明がありましたので、それに対する質疑に入
りたいと思います、何か意見、ありませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとの声が出ておりますので、異議なしと認め賛否を問いたいと思いま
す。

議案第23号の番号1から5につきまして、原案とおりに承認することに、賛成
の方の挙手をお願いします。

全員賛成でございますので、本案件は、原案のとおり承認することに決定いた
します。

議 長

次に、議案第24号「非農地証明書交付願いについて」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

8ページをお開きください。

議案第24号は、非農地証明書交付願で、今回は4件でございます。

番号1は、美津島町の さんの相続人代表の さんで、申請地は同
地区の字 の田5筆で3,971㎡。

番号2は、美津島町の さんで、申請地は同地区の字 の田5筆で
1,604.61㎡となっております。

次のページをお開き願います。

番号3は、美津島町の さんで、申請地は同地区の字 の田9筆で
5,523㎡。

番号4は、美津島町の さんの相続人代表の さんで、申請地は同
地区の字 の田1筆で1,061㎡でございます。

今回申請の4件は同じ地区で、申請理由も一緒になっております。

また、位置図、写真等を10から18ページに添付しておりますので、ご参
照ください。

以上で説明を終わります。ご審議の程お願いいたします。

議 長

ただ今、事務局の説明が終わりました、地元委員の補足説明をお願いいたし
ます。

(8 番委員挙手)

8 番 松村英二委員

地元委員の説明をいたします、9月21日の午前10時から、吉野委員、事務局の神宮さん、そして私の3名が現地確認を行いました。

現地は排水溝、青道が無く、53年頃から耕作を放棄されており、また、平成元年から2年にかけて、パル21の土地造成による捨て土の場所が無かった関係で、この土地に捨て土がされましたが、あとで農地になるように表土を施工するように町が指導されまして、表土を施工したようにあります。

しかし、そのあと、建設業者が次々にかわり、大きな岩が捨てられ、そのままの状態であります。

これを農地として復旧するのは莫大な費用が係ると思います、また、境界もはっきりしてない状態です。それからこの土地は、元々海岸沿いにありましたが、下流域の方から埋め立てられ、家が30、40軒、建てられ排水が悪く、田への復旧は困難と思われるので、4名の地権者も色々と考えておられ、今回、協議されて、一緒に非農地の申請をされたような、しだいであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

議 長

ただ今、地元委員から補足説明がありましたが、質疑等に入りたいと思います、何かご意見、ありませんでしょうか。

(2 2 番委員挙手)

2 2 番 縫田和己委員

今回の申請は面積的に大きいのですが、これから先、非農地申請がとおりまして、何か計画をされていますか。

(8 番委員挙手)

8 番 松村英二委員

そのところは、存じていませんが。

(2 2 番委員挙手)

2 2 番 縫田和己委員

今回、4件、同時に申請されたということは、何かあるのかと思いますが。

(8 番委員挙手)

8 番 松村英二委員

そこは、存じていませんが、1人がされるということで、皆さん一緒にしましょうかというような、ぐらいの、事なんですけれども。

農地への復旧は出来ないと判断されたと思います。

議 長 これより休会いたしまして、協議会としたいと思います。

議 長 それでは、総会を再開いたします。
質疑が無いようにございますので賛否を問いたいと思います。議案第24号の番号1から4につきまして、原案とおり交付することに、賛成の方の挙手をお願いいたします。
賛成多数でございます、本案件は、原案のとおり交付することに決定いたします。

議 長 次に、議案第25号「農地法第52条の規程に基づく賃借料情報の提供について」を議題といたします、事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長 19ページをお開き願います。
議案第25号の「農地法52条の規程に基づく賃借料情報の提供について」を、説明いたします。
提案理由、農地法52条の規程により、すべての農業委員会において、賃借料情報を提供することになっているため、別紙のとおり公表値を提案するものであります。

次のページをお開き願います。
公表値は 田 水稻作 10a当たり 年13,373円
 畑 普通畑 10a当たり 年10,799円
 畑 樹園地 10a当たり 年 9,404円

農地法では、賃貸借料の情報を収集分析し、公表することとされましたが、対馬市ではデータ数が少ないため、昨年までは、旧小作料に準じる金額を基準額として公表してきました。

しかし、平成25年度の長崎県の業務検査で、データ数が無いので、旧小作料で公表することは、適当ではない、との指摘を受け、県の平均値を用いるべきであるとの、指導を受けたため、今回より、全国農業会議所が取りまとめた、長崎県の平均値を基準額として採用し、公表するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議の程お願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります、質疑はありませんか。

(19番委員挙手)

19番 小宮正至委員

お尋ねさせていただきます、ただ今の説明で長崎県の平均値をとった賃貸料との説明がありましたが、対馬の収穫も長崎県の平均であるかどうか、お聞かせください。

議 長 協議会といたします。

(土地の賃貸料は、米の収穫量で換算したものではありません、あくまでも長崎県の賃貸料の平均である。対馬で逆に白米、一袋との事もあり、金額的にも長崎県の平均値とほぼ同じです。)

議 長

総会を再開いたします。

他に質疑が無いようにございますので、議案第25号につきまして、原案とおり承認することに、賛成の方の挙手をお願いいたします。

賛成多数でございますので、本案件は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長

以上で、提案されました議案第22号から議案第25号を、皆様方には慎重に、ご審議いただき、承認することになりました、ありがとうございました。

続きまして、議事日程第5、その他の事項ですが、何かございませんでしょうか。

無いようにありますので、これをもちまして、本日の総会を閉会いたします。

(議長)職務代理者 上 野 秀 一

署名委員

署名委員